

令和2年度 第2回地域づくり活動助成に関する応募について

一般社団法人中部地域づくり協会（以下「当協会」という）では、国土の健全な発展に寄与することを目的として、国土の利用・整備・保全及び防災に関する不特定多数の者を対象とする活動に対し、助成事業を行っています。ここに次のとおり令和2年度地域づくり活動助成の第2回目の募集を行います。

《令和2年度 第2回助成対象活動の応募要領》

1. 対象となる団体の条件

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県、並びに長野県の上伊那・下伊那・木曾地域において助成対象活動を主催するNPO法人及び任意団体とします。

2. 対象とする団体活動

国土の健全な発展に寄与することを目的とする国土の利用・整備・保全及び防災に関する活動のうち、不特定多数の者を対象とした次の活動を助成対象とします。

(1) 次の3活動の何れかに該当する活動

	活動区分	例示活動
1	環境整備、環境再生に関する活動	河川・道路の美化・清掃活動、水源地域の保全、水質改善、水循環の保全活動、地球温暖化への取組、その他啓発活動等
2	防災、災害救援に関する活動	防災減災フェア・講演会、防災技術講習、避難・救護等の体験会、その他啓発活動等
3	地域づくりに関する活動	国土の利用等に関する講習・シンポジウム・イベントの開催・地域活性化・その他地域活性化に関する啓発活動等

- (2) 令和2年10月1日から令和3年2月末日までに完了する活動（支払事務も含む）
- (3) 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県、並びに長野県の上伊那・下伊那・木曾地域において行われる活動
- (4) 事業計画、実施方法が適切であって、成果が期待できる活動
- (5) 営利を目的としない活動（非営利であっても会員互助を目的とする活動でないこと）
- (6) 施設の建設、整備・改修、資機材の購入が目的でない活動
- (7) 実施に当たり関連する法令等（旅行業法等）を遵守した活動であること

(注 1) 産業振興、観光振興を目的とするイベント等に含まれる活動は対象となりません。

(注 2) 上記の期間に行われる個別の活動に助成するものであって、主催団体の運営等を目的とした活動を助成するものではありません。また、申請する活動以外には本助成金を使うことはできません。

3. 助成金額

助成金額は、1つの活動に要する経費の1/2以内で30万円を上限とし、かつ主催者負担額と同等以下の金額とします。

(1) 年間複数の応募をする場合(重複応募)は、2件までとし、助成金額は合わせて30万円を上限とします。

(2) 主催団体が別の活動助成の実施主体(実行委員会形式によるなど)となっている場合は、重複応募とみなし、助成金の額を調整することがあります。

(3) 応募する際の助成金の額は千円単位とします。

(4) 応募の際には、総活動費及び助成金の用途を明示していただきます。

(5) 「総活動費」とは応募する活動に直接要する費用の合計額を指します。

ただし、次の経費は対象外となり、総活動費には含みません。

イ. 飲食費(参加者に配布用するジュース、お茶は除く)

ロ. 主催団体の組織運営のための通常経費

ハ. 固定資産となるものの費用

ニ. 単価が2万円以上の機械器具および備品等

ホ. 当該「助成」対象活動以外の用途に使用される(汎用性のある)物品(パソコン、プリンター等)の購入費、修理費等

ヘ. 支出の裏付けとなる領収書などがとれないもの(自団体の領収書は不可)

ト. 主催団体の構成員が経営する企業、団体への委託費、人件費、リース料

チ. 臨時雇用者に対する人件費で主催団体の関係者への人件費

リ. その他、娯楽性が高いなど当協会が不適切と判断した費用

(6) 「主催者負担額」とは自己資金の外に応募時において確定している助成金及び交付金等を含みます。ただし、行政(国・県・市町村)からの拠出金は1/2に限り主催者負担額に加えることができます。

(7) 自己資金には参加者負担額、販売品収入を含みません。

(8) 「1つの活動に要する経費の1/2以内」とは、総額に対して1/2以内を負担するということであり、支出計画の費目ごとに1/2ということではありません。

ただし、支出計画の費目の変更や計画額の流用を任意に変更することはできません。

(注 3) 助成対象経費となるのは、令和2年10月から令和3年2月末日までの間に支払済となる経費に限ります。

4. 応募条件等

- (1) 当協会が別途実施する「NPO助成」を受けている団体は、この「地域づくり活動助成」への応募の申請はできません。
- (2) 「地域づくり活動助成」は、3年間の連続応募が可能です。
- (3) 「地域づくり活動助成」は、年間2件までの活動を応募することができます。ただし、助成金額の上限による制約があります。
- (4) 連続応募の申請をする場合には、前回は応募時の目標が達成されていること及び更に改善された内容となっていること。

5. 応募方法

- (1) 応募期間は令和2年7月31日（金）～令和2年8月21日（金）とします。
 - 1) 申請書は郵送又は持参の方法により提出していただきます。
 - 2) 令和2年8月21日（金）の消印のあるものまでを有効とします。
 - 3) 持参の場合の受付時間は、9：15～18：00とします。
- (2) 申請書の様式等
 - 1) 当協会ホームページから様式をダウンロードして使用して下さい。
 - 2) 助成申請書（様式-1）に必要事項を記載し、次の資料を添付していただきます。
 - イ. 申請する活動の実施計画書、収支予算書
 - ロ. 主催する団体の前期事業報告書及び決算書
 - ハ. 実施団体の規約、役員名簿（役員等が当協会と利害関係者にあたる場合はその旨を記載ください）、関係資料
 - ニ. 活動の説明に必要な書類（パンフレット等を含む）

6. 助成対象活動の選定

提出された申請書に基づき、学識経験者等で構成する「審査委員会」で審査のうえ選定します。

なお、審査に先立ち事務局から申請書の内容確認をさせていただくことがあります。

7. 選定結果の通知

選定結果は、申請者宛てに令和2年9月末までに書面で通知するとともに、当協会のホームページに掲載する予定です。

8. 助成金の支払い等

助成金の支払いは、助成対象団体から請求書の提出を受けて行います。

- (1) 助成金は助成対象団体が指定した団体名義の預金口座へ振込みます。
- (2) 助成金の支払いは、「助成対象活動」の終了後に提出された実施報告書等の確認後、助成金が確定した後に行います。

ただし、助成金額の70%については前払い請求することができます。

(3) 次の場合、助成金の全部又は一部の返還を請求することがあります。

- 1) 偽りその他不正な手段により申請手続きが行われたとき。
- 2) 「助成対象活動」以外の活動経費に使われたとき。
- 3) 「助成対象活動」が大幅に縮小又は実施されなかったとき。
- 4) 実施報告書が提出されなかったとき。

9. 活動終了報告

助成対象活動終了後に活動の実施結果に関する報告書を提出して下さい。

- (1) 報告書は、「実施報告書」「収支決算報告書」「添付資料」及び「請求書」のことで
す。
- (2) 報告書等は令和3年3月5日（金）までに提出して下さい。
- (3) 報告書等の「添付資料」には、実施状況写真、新聞記事等を添付してください。
また、総活動費にかかる購入品等の領収書のコピー（宛名・品名・数量・単価・金額の内訳がわかるもの（任意のものは不可））を添付して下さい。

10. その他

- (1) 申請された資料等は返却しません。
- (2) 申請のために要した費用は当方では負担しません。
- (3) 申請書、添付資料及び報告書等に記載された個人情報、本助成以外の目的で使用することはありません。
- (4) 活動の内容に大きな変更が生じたときは、速やかにお知らせください。
- (5) 活動終了後に助成対象の活動等を当協会のホームページ上に掲載します。その為に、レポート、写真データ等の提出をお願いする事があります。
- (6) 活動終了後、当協会が翌年度の7月頃に実施する助成活動報告会で発表していただく場合があります。
- (7) 広報用の掲示物、配布物等には(一社)中部地域づくり協会の地域づくり活動助成を受けている旨の記載・表示をしていただきます。
- (8) 活動内容が実施計画書と異なることが判明したときは、活動実施後であっても選定を取り消すことがあります。
- (9) 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために万全の措置を講じられますようお願いいたします。

11. 問合せ先・申請書の提出先

〒460-8575

名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル8F

一般社団法人中部地域づくり協会 業務管理部業務課 地域づくり活動助成募集係

TEL 052-962-9455 / FAX 052-950-1178

受付時間 9:15 ~ 18:00 (土日祝を除く)